

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	物価高騰対応重点支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、物価高騰対応重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項	本評価書では以下の略称を用いています。 「番号法」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「主務省令①」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年／内閣府／総務省令第5号) 「主務省令②」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年／内閣府／総務省令第7号)
------	---

## 評価実施機関名

長岡市長

## 公表日

令和7年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	物価高騰対応重点支援給付金に関する事務
②事務の概要	<p>長岡市が、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、次の要綱に基づき、物価高騰対応重点支援給付金を給付するにあたり、番号法の規定により、「支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会」事務において、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1)長岡市令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱 (2)長岡市令和5年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(住民税均等割のみ課税世帯等分)実施要綱 (3)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(新たに住民税非課税となる世帯等分)実施要綱 (4)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(定額減税補足給付金(調整給付)分)実施要綱 (5)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(6年度住民税非課税世帯分)実施要綱</p>
③システムの名称	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム ・中間サーバー ・統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
物価高騰対応重点支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表135の項 主務省令①第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部福祉総務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番10号 0258-39-2217
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月11日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月11日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	特定個人情報を取り扱う際には、必ず複数人で確認し対応することとしており、人為的ミスが発生するリスクに対し、下記の対策を講じている。 ・人為的ミスを防止するための方策を職員間で十分に共有し、取扱いに注意している。 ・事務手続きを進める際には、誤りが発生しないよう、複数回のチェックを行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	---

## 9. 監査

実施の有無

[ ] 自己点検

[ ○ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ ] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ ] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)に対し、教育研修を実施している。

また、実際に業務従事する際においても、研修資料を活用しながらリスクへの対策を講じている。  
以上のことから、従業者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	長岡市が、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、次の要綱に基づき、物価高騰対応重点支援給付金を給付するにあたり、番号法の規定により、「支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会」事務において、特定個人情報を取り扱う。 (1)長岡市令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱 (2)長岡市令和5年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(住民税均等割のみ課税世帯等分)実施要綱	長岡市が、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、次の要綱に基づき、物価高騰対応重点支援給付金を給付するにあたり、番号法の規定により、「支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会」事務において、特定個人情報を取り扱う。 (1)長岡市令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱 (2)長岡市令和5年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(新たに住民税非課税となる世帯等分)実施要綱 (3)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(新たに住民税非課税となる世帯等分)実施要綱 (4)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(定額減税補足給付金(調整給付分))実施要綱	事後	重要な変更に当たらない項目
令和6年8月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和6年6月28日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和6年8月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和6年6月28日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	長岡市が、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、次の要綱に基づき、物価高騰対応重点支援給付金を給付するにあたり、番号法の規定により、「支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会」事務において、特定個人情報を取り扱う。 (1)長岡市令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱 (2)長岡市令和5年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(住民税均等割のみ課税世帯等分)実施要綱 (3)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(新たに住民税非課税となる世帯等分)実施要綱 (4)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(定額減税補足給付金(調整給付分))実施要綱 (5)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(6年度住民税非課税世帯分)実施要綱	長岡市が、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、次の要綱に基づき、物価高騰対応重点支援給付金を給付するにあたり、番号法の規定により、「支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会」事務において、特定個人情報を取り扱う。 (1)長岡市令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱 (2)長岡市令和5年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(新たに住民税非課税となる世帯等分)実施要綱 (3)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(新たに住民税非課税となる世帯等分)実施要綱 (4)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(定額減税補足給付金(調整給付分))実施要綱 (5)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(6年度住民税非課税世帯分)実施要綱	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月28日 時点	令和7年3月11日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月28日 時点	令和7年3月11日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	八	十分である	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	八	十分である  特定期間内情報を取り扱う際には、必ず複数人で確認し対応することとしており、人為的ミスが発生するリスクに対し、下記の対策を講じている。 ・人為的ミスを防止するための対策を職員間で十分に共有し、取扱いに注意している。 ・事務手続きを進める際は、誤りが発生しないよう、複数回のチェックを行っている。 これらの対策を講じてることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	八	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	八	十分である	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	八	毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に從事する職員(会計年度任用職員を含む。)に対し、教育研修を実施している。 また、実際に業務従事する際においても、研修資料を活用しながらリスクへの対策を講じている。 以上のことから、従業者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表135の項 主務省令第59条の4	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	重要な変更に当たらない項目